

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 7年11月25日(火) 午前 9時29分 開会 午前 10時26分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (9人)	長嶋 一樹 安藤 玄一 今野 康敏
	山田 昌紀 川添 康大 小沼 富夫
	笈田 巖 舘 大樹 大垣 真一(議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	岸 圭介
7 説 明 員 (4人)	市長(萩原 鉄也)
	総務部長(杉山 秀久)
	文書法制課長(天春 祐一)
	文書法制課文書法制係長(高梨 剛)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

## 議 題 1 12月定例会の運営について

午前9時29分 開会

○委員長【長嶋一樹議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長【大垣真一議員】 皆さん、おはようございます。本当に暑い夏が終わったと思ったら、もう年末ということで、皆さん、年末はお忙しいと思いますが、12月定例会、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、市長に御出席いただいておりますので、挨拶及び執行者側の説明をお願いします。

○市長【萩原鉄也】 皆さん、おはようございます。本日は11月28日金曜日に招集いたします伊勢原市議会12月定例会の市長提出議案等のうち、人事案件4件につきまして、私から御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議案書の87ページを御覧ください。

○議案第84号 副市長の選任について

本市における副市長の定数につきましては、伊勢原市副市長の定数を定める条例において、2人以内としているところです。本市では、2人の副市長による執行体制をとり、市政運営を進めてまいりましたが、宍戸元副市長の御逝去に伴い、現在は大島副市長1人による執行となっております。

しかし、大島副市長に当面する都市基盤整備などの重要課題に注力いただけるようにするとともに、市長就任時の所信表明にて掲げた6つの約束をさらに推し進めるため、今般、2人の副市長による執行体制に戻すこととするものです。このため、理事であります大山剛氏を副市長として選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により提案するものです。

大山氏につきましては、伊勢原市板戸在住で、現在、満62歳です。明治学院大学文学部を卒業後、昭和63年4月に本市に採用され、その後、危機管理担当部長兼危機管理課長、教育部長などを歴任されました。大山氏には、企画部、総務部、市民生活部、農業振興課を除く経済環境部、保健福祉部、こどもみらい部、消防本部、教育委員会及び行政委員会等に属する事務を中心に、また、両副市長が共同で担任するものとして、市行政の総合企画、その他重要事項の企画及び行財政改革の推進に関することなど、本市が抱える重要課題に積極的に取り組んでいただく所存です。

本市の課題解決に向け、成果が期待できる方であると確信しておりますので、御理解賜りたくお願ひ申し上げます。

次に、議案書の89ページを御覧ください。

○議案第85号 固定資産評価員の選任について

固定資産評価員は、地方税法第404条第1項の規定により、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するために設置するもので、同条第2項の規定により、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任することとされております。また、その任期については定めがありません。

これまで本市におきましては、総務分野を担任する副市長を固定資産評価員として選任しておりますことから、議案第84号の副市長の選任議案に基づきまして、大山氏を伊勢原市固定資産評価員に選任いたしたいので、提案するものです。

次に、議案書の91ページを御覧ください。

○議案第86号 伊勢原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、地方税法第423条第1項の規定により、市町村に設置する執行機関でございます。委員につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、「当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」こととされており、その定数は、伊勢原市税条例第74条の規定により3人で、また、その任期は地方税法第423条第6項の規定により3年とされております。

今回、平成28年12月から御活躍をいただいております三野光高委員の任期が令和7年12月21日をもって満了となります。三野委員におかれましては、3期9年の間、御活躍をいただきましたが、任期満了に伴い、この際、後進に道を譲りたいと申出がございましたことから、後任の委員として松井宣之氏を新たな委員に選任いたしたいので、提案するものです。

松井氏につきましては、税理士であり、固定資産に関する知識や地方税法等に関する識見を有していること、また、令和9年度における固定資産評価替えを見据えた中、今後においての同委員会の円滑な運営を図る必要があることから、固定資産評価審査委員会委員として活躍を期待しております。

次に、議案書の93ページを御覧ください。

○議案第87号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員は、人権擁護委員法第2条の規定により、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする」とされてございます。

委員につきましては、同法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦した候補者のうちから法務大臣が委嘱することとされており、本市域の定数は6人で、また、その任期は同法第9条の規定より3年とされております。この6人の委員のうち、令和2年4月から2期6年にわたり御活躍をいただいております足立幹夫委員の任期が令和8年3月31日をもって満了となります

が、引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたいので、提案するものです。

足立氏につきましては、学校現場における経験が豊富であり、人格識見が高く、人権に対し深い理解があるとともに、これまで務められた人権擁護委員としての6年間の実績などから、引き続き人権擁護委員として御活躍を期待しております。

以上で、本議会12月定例会に提出いたします人事案件4件についての説明を終了させていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま市長から説明がありました内容について質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

ここで、市長は所用がありますので、退席いたします。

〔市長（萩原鉄也）退席〕

○委員長【長嶋一樹議員】 引き続き、総務部長から説明をお願いします。

○総務部長【杉山秀久】 改めまして、おはようございます。

それでは、引き続きまして、私から人事案件以外の議案につきまして御説明申し上げます。

人事案件以外の議案は、条例議案が10件、補正予算議案が5件、その他の議案が3件で、合計18件でございます。

初めに、条例10議案につきまして御説明申し上げます。議案書をお開きいただきまして、7ページを御覧ください。

○議案第66号 伊勢原市健康づくり推進条例の制定について

市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことのできる社会の実現に寄与するよう、健康づくりに関する基本理念を定め、市民の健康づくりのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、提案するものでございます。

8ページから13ページに新規条例案を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、15ページを御覧ください。

○議案第67号 伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案するものです。

16ページから29ページに新規条例案を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、31ページを御覧ください。

○議案第68号 伊勢原市行政手続条例の一部を改正する条例について

行政手続法が改正されることに伴い、公示送達に係る規定について所要の改正を行うため、提案するものです。

32ページ、33ページに改正条例案、34ページから36ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、37ページを御覧ください。

- 議案第69号 伊勢原市職員の給与に関する条例及び伊勢原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等を踏まえて、本市職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給割合等を改正するため、提案するものです。

38ページから46ページに改正条例案、47ページから54ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、55ページを御覧ください。

- 議案第70号 伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等を踏まえて、特別職員の期末手当の支給割合を改定するため、提案するものです。

56ページに改正条例案、57ページ、58ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、59ページを御覧ください。

- 議案第71号 伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等を踏まえて、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、提案するものです。

60ページに改正条例案、61ページ、62ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、63ページを御覧ください。

- 議案第72号 伊勢原市保育所条例の一部を改正する条例について

公立保育所の統廃合を実施するため、伊勢原市大山保育園を廃止したいので、提案するものです。

64ページに改正条例案、65ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、67ページを御覧ください。

- 議案第73号 伊勢原市消防団の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例について

地域の実情を踏まえ、大山地域を受持区域とする消防団第2分団の組織再編成を行うため、消防団員の定員を改正したいので、提案するものです。

68ページに改正条例案、69ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、71ページを御覧ください。

- 議案第74号 伊勢原市火災予防条例の一部を改正する条例について

林野火災の予防の必要性に関する国の通知を踏まえ、林野火災の予防に係る規定を追加するほか、所要の改正を行うため、提案するものです。

72ページ、73ページに改正条例案、74ページから76ページに新旧対照

表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、77ページを御覧ください。

○議案第75号 伊勢市議会議員及び伊勢原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げる必要が生じたため、提案するものです。

78ページに改正条例案、79ページ、80ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、補正予算5議案につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算及び予算説明書をお開きいただき、5ページを御覧ください。

○議案第76号 令和7年度伊勢原市一般会計補正予算（第3号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に22億2902万円を追加し、歳入歳出予算の総額を422億1582万4000円とするものです。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。第2条繰越明許費及び第3条債務負担行為の補正につきましても後ほど御説明いたします。

初めに、職員人件費につきまして、総括的に御説明いたします。各会計についても補正予算を提出させていただいておりますが、全会計の共通といたしまして、職員人件費の補正につきましては、4月の人事異動や年度途中の新規採用者の配置等に伴い、当初予算における科目別の配置職員に相違が生じたこと及び本年8月に出されました人事院勧告や県の人事委員会勧告等を踏まえ、本市の給与条例を改正することにより行うものです。

また、これに併せまして、令和7年10月までの育児休業取得者、退職者の給与等について整理などを行うものです。

それでは、まず、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、26ページ、27ページを御覧ください。職員人件費以外について、説明欄に沿って御説明いたします。

まず、1款議会費です。議員手当追加53万円は、人事院勧告を踏まえ、追加するものです。

次に、2款総務費です。財政運営事務費追加1900万円は、返礼品を有するふるさと納税について、発想クルリン課の寄附額増進に向けた取組もあり、今年度の寄附金が増となる見込みのため、必要な経費を追加するものです。財政調整基金積立金追加12億1449万7000円は、今回の歳入歳出予算の補正に伴い生じた一般財源の残余を積み立てるものです。まちづくり市民ファンド寄附金積立基金積立金追加2600万円は、ふるさと納税の寄附額増加に伴い、当該基金積立金を追加するものです。公共施設等総合管理基金積立金追加2億円は、令和6年度の決算状況を踏まえ、当該基金設置時の推計に基づく積立額と、令和6年度当初予算との差額分について積み増しを行うため、追加するものです。自治振興事業費追加51万6000円は、名誉市民への称号贈呈に伴い、必要な経費

を追加するものです。国県支出金等精算返納金追加1億3130万7000円は、児童福祉や障がい福祉、感染症予防等に係る国県支出金について、令和6年度決算等に基づく精算を行うものです。

続いて、30ページ、31ページを御覧ください。

3款民生費です。国民健康保険事業特別会計繰出金追加113万8000円は、職員人件費の補正によるものです。介護保険事業特別会計繰出金追加1734万7000円は、職員人件費の補正に伴うもののほか、令和6年度決算に基づく精算を行うものです。後期高齢者医療事業特別会計繰出金減229万9000円は、職員人件費の補正によるものです。重度障害者医療費助成事業費追加1237万9000円は、医療費の増加に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。障害者自立支援給付費追加2億6565万9000円は、利用者等の増加に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。老人ホーム入所措置事業費追加567万6000円は、令和6年度決算と同程度の執行を見込んでいたところ、措置費が増加したことから扶助費を追加するものです。生活支援事業費追加288万円は、対象者の増加に伴い、不足を生じる見込みとなった委託料を追加するものです。障害児通所支援事業費追加9937万2000円は、利用者等の増加に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。

続いて、32ページ、33ページを御覧ください。

4款衛生費です。予防接種事業費追加2359万円は、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の救済の一助として、医療費等の一部を9月補正で対応しておりますが、今回、令和6年3月から令和7年8月までの補正を行うとともに、带状疱疹ワクチン等、接種者の増加に伴い、不足を生じる見込みとなった経費を追加するものです。不妊症・不育症治療費助成事業費追加140万6000円は、保険適用外となる治療費にかかる不妊治療費助成金に不足が生じる見込みとなったことから、助成金を追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、20ページ、21ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、11款地方交付税です。交付決定に基づき、普通交付税を4億5574万4000円追加するものです。

次に、15款国庫支出金です。障害者自立支援給付費負担金追加1億3282万9000円は、障害者自立支援給付費追加の財源です。障害児通所支援給付費負担金追加4968万6000円は、障害児通所支援事業費追加の財源です。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金追加104万4000円は、予防接種事業費追加の財源です。

次に、16款県支出金です。障害者自立支援給付費等負担金追加6641万4000円は、障害者自立支援給付費追加の財源です。障害児通所支援給付費負担金追加2484万3000円は、障害児通所支援事業費追加の財源です。重度障害者医療費補助金追加618万9000円は、重度障害者医療費助成事業費追加

の財源です。

続いて、22ページ、23ページを御覧ください。

不妊治療助成事業費補助金追加70万3000円は、不妊症・不育症治療費助成事業費追加の財源です。

次に、18款寄附金です。まちづくり市民ファンド寄附金追加2600万円は、まちづくり市民ファンド寄附金積立基金積立金追加の財源です。

次に、19款繰入金です。介護保険事業特別会計繰入金追加8074万9000円は、令和6年度決算に基づき精算するものです。財政調整基金繰入金減1億7871万9000円は、今回の補正予算により生じる一般財源の残余の整理を行うものです。

続いて、24ページ、25ページを御覧ください。

20款繰越金です。前年度繰越金追加15億5681万6000円は、令和6年度決算における実質収支の予算未計上分を精算するものです。

次に、21款諸収入です。児童手当負担金過年度収入計上124万2000円、養育医療助成事業負担金過年度収入計上304万2000円、子育てのための施設等利用給付交付金過年度収入計上32万円、児童手当負担金過年度収入計上22万円、養育医療費助成事業負担金過年度収入計上152万1000円及び子育てのための施設等利用給付交付金過年度収入計上37万7000円は、児童福祉事業に係る国県支出金について、令和6年度決算等に基づき精算するものです。

続きまして、繰越明許費について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

第2表繰越明許費です。7款土木費の橋りょう維持管理費1億2200万円は、市道2号線池端陸橋修繕工事について、令和6年度の繰越工事が遅延しており、年度内の完了が困難と見込まれることから繰越しを行うものです。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正の市民文化会館施設改修費は、市民文化会館改修に係る契約準備事務を令和7年度中に進めるため、38億9900万円を限度額として債務負担行為を設定するものです。指定管理者運営委託費は、総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園、東富岡公園及び武道館について、指定管理者の更新に伴い、契約準備事務を令和7年度中に進めるため、9億2203万2000円を限度額として債務負担行為を設定するものです。

以上が一般会計補正予算についての説明でございます。

次に、63ページを御覧ください。

○議案第77号 令和7年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に113万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億7113万8000円とするものです。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、74ページ、75

ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

初めに、1款総務費です。職員給与費を92万6000円追加、退職手当組合負担金を21万2000円追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、72ページ、73ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

6款繰入金です。職員給与費等繰入金追加113万8000円は、職員給与費等の補正に伴うものです。

次に、83ページを御覧ください。

○議案第78号 令和7年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に3億4218万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億1818万7000円とするものです。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、94ページ、95ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

初めに、1款総務費は、職員給与費を1384万5000円追加、退職手当組合負担金を44万6000円追加するものです。

次に、4款基金積立金です。介護給付準備基金積立金追加1億8635万円は、令和6年度決算に基づくものです。

次に、6款諸支出金です。償還金追加6079万7000円及び一般会計繰入金追加8074万9000円は、令和6年度決算に基づくものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、92ページ、93ページをお開きください。説明欄に沿って御説明いたします。

初めに、2款国庫支出金です。過年度分地域支援事業交付金追加88万円は、令和6年度決算に基づくものです。

次に、4款県支出金です。過年度分介護給付費等県負担金追加984万4000円、過年度分地域支援事業交付金追加44万1000円は、それぞれ令和6年度決算に基づくものです。

次に、6款繰入金です。職員給与費等繰入金追加1429万1000円は、職員給与費等の補正に伴うものです。低所得者保険料軽減繰入金追加305万6000円は令和6年度決算に基づくものです。

次に、7款繰越金です。前年度繰越金追加3億1367万5000円は、令和6年度における実質収支額のうち、予算に未計上の金額を計上するものです。

次に、105ページを御覧ください。

○議案第79号 令和7年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額から229万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億9930万2000円とするものです。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、116ページ、1

17ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

1款総務費は、職員給与費を210万2000円減額、退職手当組合負担金を19万7000円減額するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、114ページ、115ページを御覧ください。

2款繰入金です。事務費繰入金減229万9000円は、職員給与費等の補正に伴うものです。

次に、恐れ入りますが、伊勢原市公共下水道事業会計補正予算及び予算説明書をお開きいただきまして、5ページを御覧ください。

○議案第80号 令和7年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条は総則としており、第2条からが補正の内容となっておりますので、第2条から御説明いたします。

第2条収益的収入及び支出のうち、支出について、営業費用を547万2000円増額するものです。

第3条資本的収入及び支出は、支出について、建設改良費を351万7000円減額するものです。また、補正に伴い、資本的収入が資本的支出に対して不足する額に変動が生じ、不足する額が8億848万3000円となることから、当年度分損益勘定留保資金による補填額を修正するものです。

第4条は、第2条及び第3条の職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を補正するものです。

第5条債務負担行為は、令和9年1月に現行の企業会計システムが更新時期を迎えることから、新企業会計システムの導入に係る契約事務を円滑に行うため、債務負担行為を設定するものです。

次に、20ページ、21ページを御覧ください。

収益的収入及び支出について、収入の補正はありませんので、支出について御説明いたします。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第6目総係費について、人事院勧告や人事異動等に伴い、547万2000円を増額するものです。

次に、22ページ、23ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について、収入の補正はありませんので、支出について御説明いたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第4目建設総務費につきまして、人事院勧告や人事異動等に伴い、351万7000円を減額するものでございます。

次に、8ページから19ページまでの各財務諸表は、令和6年度決算の確定及び予算の補正に伴い、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表等の修正をするものです。

以上が補正予算議案について説明になります。

次に、その他の議案7議案につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、81ページを御覧ください。

○議案第81号 権利の放棄について

住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金の債務者に対する債権を放棄するため、提案するものです。

82ページに放棄する権利の内容等を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、83ページを御覧ください。

○議案第82号 伊勢原市総合運動公園ほか3公園及び伊勢原市立武道館の指定管理者の指定について

10月31日に指定管理者候補者選定等委員会を開催し、伊勢原市総合運動公園ほか3公園及び伊勢原市立武道館につきまして、元気な伊勢原づくり共同事業体を指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

次に、85ページを御覧ください。

○議案第83号 名誉市民の称号の贈呈について

前市長である高山松太郎氏は、平成24年10月に伊勢原市長に就任し、令和6年9月までの12年間市政を担い、行財政改革による財政の健全化をはじめ、都市基盤整備、観光施策の充実や防災対策の拡充など、市政発展のために積極的かつ精力的に取り組み、市民福祉の向上に多大な功績を残しました。

このほか、本市の市長となる以前、平成3年4月から平成19年3月までの4期約16年にわたり伊勢原市議会議員を務め、平成15年5月から2年間、伊勢原市議会議長を務めました。また、平成19年4月から平成24年8月まで、伊勢原市選出の神奈川県議会議員として本市の発展と地域福祉の向上に御尽力をいただいたことから、同氏を郷土の誇りとし、その功績と栄誉をたたえるため、伊勢原市名誉市民条例第3条の規定に基づき提案するものでございます。

以上で、12月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終了とさせていただきます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

続きまして、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 それでは、お配りしてございます議会運営委員会・議会側処理事項（11月25日）を御覧ください。請願・陳情の受理状況につきましては、陳情が12件提出されております。内容は配付いたしました資料のとおりでございます。

議会側処理事項については以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 正副委員長と協議の上、付託表の案を2枚配付してございます。

1枚目は11月28日分で、先ほど執行者側から説明がありました「議案第69号、伊勢原市職員の給与に関する条例及び伊勢原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から「議案第71号、伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までの市長提出議案3件については付託省略。期末手当の支給基準日が12月1日であり、11月中に採決を行う必要があることから、3件について初日に質疑、討論、採決をお願いするものです。

2枚目は12月4日分で、議案第66号及び議案第67号は教育福祉常任委員会に付託、議案第68号及び議案第72号から議案第87号までの議案17件については付託省略、陳情は12件で、陳情第14号から第16号、第19号、第24号及び第25号については教育福祉常任委員会に付託、陳情第17号、第18号、第20号、第22号及び第23号については総務常任委員会に付託、陳情第21号については産業建設常任委員会に付託。

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いします。

○委員【川添康大議員】 陳情についてですけれども、第22号、第23号についてなんですけど、第22号については、前回同様のものが出ていて、今回、日本共産党という名前はないんですが、「しんぶん赤旗を含め」という、わざわざそれを、しんぶん赤旗は共産党が発行している新聞なので、それというのは明らかに日本共産党を挙げてやっているということになるかなと思うので、前回で取り上げる必要はないかなということが1点。

あと、第23号については、私はなじまないんじゃないかと思っているんですけど、議会として、どこに対してこれを求めるのかという問題があるかと思うんですけど、基本的に組合費の給与天引きについては、恐らく労働基準法の第24条第1項のただし書で、協定がある場合は可能というふうにされているんだと思いますが、それも含めて、市が労働組合のことについてやるというのは、圧力というか、職員の自由な意思決定というのも損わせたりとか、組合活動を委縮させてしまうというおそれもあるのではないかと思うので、そもそもやるべきではないのかなと思うんですけども、議会として、それを陳情として上げるということ自体がそもそもなじまないんじゃないかなと思っているんです。だから、私はこれも上げるべきではないのではないかという意見です。

○委員長【長嶋一樹議員】 その他意見はございますか。よろしいですか。

そうすると、今の2件については……。

○委員【安藤玄一議員】 前回の陳情でそのように付託のみにした経過は分かるんですけども、基本的には、まず伊勢原市議会については、受けた陳情は基本的には出ていたと。その次に、今度決められた内容としては、文書の中で、特定の個人、特定の団体を誹謗中傷する、そのような内容については審議しないということは決めたというような内容だったと私は理解しているので、今回の陳情

については付託するべきだと私は思います。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。(「異議あります」の声あり)

今、ほかの皆さんに御意見があるかとお伺いしたら、御意見ございませんので、皆さん賛成ということで、多数決みたいな形で、今、お話ししたとおりだと思うんですけども、それでよろしいですね。そういう意味で私は今お話ししたつもりなんですけれども、それともありますか。御異議ないんですよ。

○委員【館大樹議員】 私は、正副委員長の提案どおりでよろしいと思ったので、異議なしにしました。内容がいわけじゃないので。それでほかでやるということも参考にしたということ。(「付託することに賛成」の声あり)

○委員【山田昌紀議員】 1つ、第22号に関しては、本当に前回、陳情審査でやったばかりで、同じことをまたやるのかという。この前は配付にしたんだから、また配付でいいんじゃないかと私は思っていたんですけども、個別の政党名とかなんと言っているけれども、赤旗というだけで共産党さんというのはもう分かることなので、これは私は配付でいいんじゃないかと思っていて、第23号については、ごめんなさい、まだ深く読み込んでいないので何とも言えないですけども。多数決にするというんだったら、それはもう民主主義ですから、それはいいと思うんですけども。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに御意見はございませんか。

私なんかと思ったのは、赤旗というのはあくまでも、赤旗というものを例に出してこの陳情書に書いてある、そういう解釈でした。それがほかの何か類するようなものなり、またそれを出したかというふうには考えておりますけど。

○委員【川添康大議員】 それだったら、それは要らないわけです。赤旗と書かなくていいわけです。だから、それをわざわざ書くということ自体が、前は名指しで書いていますし、同じ人が出していますし、なおかつ、今回は赤旗という言い方を変えてやっているだけの話なので、前回、それで取り扱わないというところになったかと思うんですけども、内容自体は同じなので、私は必要ないかなと思っています。

○委員【安藤玄一議員】 私は付託して、しっかり皆さんの意見を出して、この陳情者に対してメッセージを出したほうがいいと思うんです、伊勢原市議会として。それで、それが何度も続いたら、議員の言うとおり、そこから、付託はどうしようかという議論が始まってもいいのかなと。前回、ばっさり切り落として

しまったというのも、またここで、かぶせてこられるわけじゃないですか、内容を変えて。これが繰り返しになったらいけないので、これは皆さんの中で伊勢原市議会としての意見を出したほうがいいんじゃないかなという意見です。

○委員長【長嶋一樹議員】 御意見はありますか。他の皆様でございますでしょうか。

○委員【今野康敏議員】 まず、第23号は、私も川添委員と同様の意見を持ってしまして、これは市議会に対して陳情を受けたところで、我々市議会として、要は、職員組合に対して物を言うような、そういう立ち位置じゃないと思いますので、これはむしろ机上配付的なものにすべきだと私は思います。

あと、第22号に戻りますけれども、第22号については、あくまで政党機関紙というのは、今、しんぶん赤旗と公明新聞、基本的には日刊で発行されているのはその2つだと認識しています。そういう中で、これは例示されていると思います。要はウェブ版とか、いろいろなクレジット決済とかできています。これは全く公明新聞も同じなので、これは例示なので、よろしいかと思えます。

問題は、我が伊勢原市役所においても、職員に対してアンケートをとった結果、議員からのハラスメント行為を受けたことがあるというような方が少なからず一定数いたということ。これは7月でしたか、公表されていますけれども、そんなのを含めて、市議会としてしっかり、これは総務常任委員会ですか、付託して、先ほど副委員長が言われましたように、しっかり皆さんの意見を出して、審査、審議していくべき陳情じゃないかなと私自身は思います。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 ありがとうございます。

○委員【川添康大議員】 ハラスメントはハラスメントとして、それは駄目だなというのは当然あるんですけども、だから、市のハラスメントの規定に基づいて、これがちゃんと、要するに、本人から、そういうのを受けたという被害として、それをまず上げるということ、上がっているのかということが1つと、上がったからといって、それがハラスメントになるかということ、またそこで違うわけですね。ハラスメントになるかどうかは、そこでまたいろいろ調査しないと分からない。本人からのハラスメントがありましたということだけだと、認定できないわけなので。それを、そのことと機関紙をハラスメントとして、圧力がかかっているというのは、また別の問題として捉えないといけないんじゃないかと思えます。そういう事実があるのであれば、それはそれで市としてのハラスメントの調査としてやるなら、それはやればよいと思うんですけども、それをまた新聞どうこうでそれをやるというのは、またちょっと違うのではないかなと。それはもう前々にも言っていますとおり、職員に対して新聞をとる、とらない、それは自由なので、それをまず確認する。それに対して圧力を受けたか、受けていないかということをもっと調査するということが自体が問題じゃないかというのはかなり前に言っているとおりのことなので、そこはちょっと意見としては違うかなと私は考えています。

○委員【今野康敏議員】 今の川添委員の意見ですけれども、ハラスメントというのは、そもそもハラスメント行為として認定されるかどうか以前に、ハラスメントを受けたという方が、どういう心証を悪くしているのか、そこに配慮しなきゃいけないところだと思います。調査するというのはそれ以降の話で、まずは政党機関紙をもって、今の部課長クラスを含めては、要は政党機関紙をとらないと議員として少し圧力を与えますよ的な、そんな形のことが過去から全国いろいろなところで多く見受けられていたので、こういう陳情が出ている。まさにそういう陳情が出ているんです。これは伊勢原市だけではないので、全国に出ている陳情。

先ほど副委員長も言われていましたように、何度も何度もその類いが陳情として取り上げられているといったところで、そこはしっかり、先ほどの繰り返しになりますけれども、職員アンケートの結果を受けて、我々議会としても真面目に取り上げて審議していく、審査していくべきだと思います。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに。

○委員【館大樹議員】 意見というか、ちょっと整理してもらいたいんですけれども、ここで審議すべきことは、ルールにのっとっているか、のっとっていないかの話なので、内容云々はまた付託のときにやる話だろうと思いますので、その辺もぜひ整理してもらいたいと思います。

○委員長【長嶋一樹議員】 そうです。我々もここに上げるときに考えたのは、令和6年4月1日に出ている取扱要綱に抵触しなければ問題ないんじゃないかなと思ってここに出させていただいていますので、今これから議論しても、あとは総務常任委員会でどのように判断されるか分かりませんが、この議会運営委員会としては、どうでしょうか。これで出すということをお願いしたいと思うんですけれども。それでは、多数決を採りますか。どうしましょうか。そこまでしなくてもいいような気がするんですけれども。（「改めて同意を求めています」の声あり）それでいいですね。

それでは、改めまして、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解いただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてあります。会期は11月28日から12月18日までの21日間でございます。

- ・ 11月28日 本会議 提案説明  
議案審議  
(「議案第69号、伊勢原市職員の給与に関する条例及び伊勢原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から「議案第71号、伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」まで)
- ・ 12月 1日 一般質問通告期限正午
- ・ 4日 本会議 議案審議
- ・ 8日 委員会 付託審査  
(総務常任委員会 午前9時30分)  
(産業建設常任委員会 午後1時30分)
- ・ 9日 委員会 付託審査  
(教育福祉常任委員会 午前9時30分)
- ・ 12日 本会議 一般質問
- ・ 15日 本会議 一般質問
- ・ 16日 本会議 一般質問
- ・ 18日 本会議 最終日

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、配付した内容で11月28日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。その他、何か発言があればお伺いいたします。(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和7年11月25日

議会運営委員会  
委員長 長嶋 一樹